

告示

埼玉県計量検定所長告示第三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和二年四月十七日

埼玉県計量検定所長 石川 和 正

一 検査対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項第一号に規定する特定計量器であつて、ひょう量が百五十キログラムを超え二百五十キログラム以下の電気式はかりを使用する者（ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する者を除く。）が使用するひょう量が二百五十キログラム以下の電気式はかり

二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期 日	場 所
東秩父村	令和二年五月二十六日から八月二十六日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日を除く。以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
越生町	令和二年五月二十八日から八月二十八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同右
戸田市	令和二年六月一日から九月一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同右
蕨市	令和二年六月四日から九月四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同右
鳩山町	令和二年六月九日から九月九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同右

小川町	令和二年六月十日から九月十日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同右
滑川町	令和二年六月十二日から九月十一日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同右
毛呂山町	令和二年六月十六日から九月十六日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同右
嵐山町	令和二年六月十七日から九月十七日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同右
飯能市	令和二年六月二十二日から九月二十三日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同右
日高市	令和二年七月一日から十月一日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同右
吉見町	令和二年七月二日から十月二日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同右
川島町	令和二年七月三日から十月五日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同右
三芳町	令和二年七月六日から十月六日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同右

鶴ヶ島市	令和二年七月七日から十月七日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同右
入間市	令和二年七月九日から十月九日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同右
ときがわ町	令和二年七月十七日から十月十六日 まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同右
坂戸市	令和二年七月二十日から十月二十日 まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同右
東松山市	令和二年七月二十七日から十月二十七日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同右